

新たな学校法人会計基準の確立に向けて []

「学校法人財政情報開示への提言」

平成14年3月19日

社団法人日本私立大学連盟
学校会計委員会

目 次

はじめに	1
. 開示基準の意義	2
1 . 開示の意味	3
2 . 開示対象者	4
3 . 開示目的	5
4 . 社会的に求められる水準	6
5 . 自主的な開示	7
. 情報開示のガイドライン	7
. 「学校法人財政情報開示基準」	8
おわりに	11

[開示情報の様式]

【様式1】	資金収支計算書	12
【様式2】	消費収支計算書	12
【様式3】	貸借対照表	12
【様式4】	開示用の消費収支計算書	12
【様式5】	キャッシュ・フロー計算書	13
【様式6】	引当資産明細表	13
【様式7】	第2号基本金組入れ計画表	13
【様式8】	資金収支予算書	13
【様式9】	消費収支予算書	13
【様式10】	財務指標	14
【様式11】	資金収支の推移	15
【様式12】	消費収支の推移	16
【様式13】	貸借対照表の推移	17
【様式14】	大項目分類による目的別・機能別決算（予算）書	18
【様式15】	中項目分類による目的別・機能別決算（予算）書	18
【様式16】	目的別・機能別決算（予算）書	19
【様式17】	学生数の推移	20
【様式18-1】	帰属収入構成図	21
【様式18-2】	消費支出構成図	21
【様式18-3】	貸借対照表構成図（収入超過の場合）	21
【様式18-4】	貸借対照表構成図（支出超過の場合）	21
【様式18-5】	学生数の推移（学部）	22
【様式18-6】	学生定員充足率の推移（学部）	22

[資料]

1. 法令上の取り扱い	23
2. 社会からの要請としての情報開示	23
3. 情報開示の実態と問題点	24
（1）公開状況	24
（2）対象者別の公開状況	25
（3）学内者と学外者への公開状況	25
（4）公開内容	25
（5）対象者別の公開内容

はじめに

社会の状況が大きく変化したことにより、わが国の高等教育は、従来の画一的な基準等に基づく制度から転換し、新たなあり方 高度化・多様化・個性化 への再構築が求められている。規制緩和、少子化等がもたらす競争的環境のもとで、各大学は、新しい時代への適応性の高い高等教育をつくり上げる努力に取り組んでいる。こうした改革を進める中で、大学は、教育内容や研究活動ばかりでなく、大学経営を含めた大学運営全般について、そのあり方や評価の方法（ユニバーシティ・ガバナンス）の新しい構築を行うとともに、その活動について社会的理解を得るよう大学の存在をかけた積極的に説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていかなければならない。大学という公共的機関は、他の公共的組織と同様、今まで以上に社会の理解と支援なくしては、存続が困難となっている。

私立大学の財政については、これを支えている学費負担者やその他の関係者から、その不透明性を指摘されたり、あるいは、大学はそのコストに見合うだけの成果を上げているかどうか等の疑問が提起されている。公財政支出の対象であり、かつ、課税軽減措置を受けている組織体として、財政情報を開示することは私立大学が社会の支援を受ける基本的な前提条件である。この点について社会の不信があれば、大学の自立性そのものが成り立たなくなる。私立大学はこうした批判や疑問等に対し、自らの責任で積極的に応えていく必要がある。

周知のように、平成13年4月から情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）が施行され、また、これに対応して文部科学省から「『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』の施行に伴う行政文書の取り扱い等について（通知）」（平成13年4月17日）が出されるなど、財政情報の開示をめぐる最近の動向は著しく変化している。さらにこの法律の制定・施行に先立って実施されている各都道府県の条例に基づいた財政情報の開示は、実態としてかなり進められており、今後この動向は加速されるものと思われる。

ところで、私立大学の説明責任を考えた場合、情報公開法等により行われる財政資料の閲覧をもって情報開示に代えることはできないであろう。私立大学の存在には社会の理解と支援が不可欠である。私立大学は自らを支えてくれる関係者や広く社会一般に対してその存在価値を訴えるためにも、大学運営の効率性、透明性等を、社会の納得が得られるような形で説明することが求められている。したがって、財政情報の開示は単なる財政資料の開示ではなく、財政内容について社会の理解を得るよう努力し、説明責任を果たすという観点から、自らの意思に基づき積極的に行っていく必要がある。

一方、学校法人が行う財政情報の開示は、近年になり急速に進められつつあるが、こうした社会の動向とはかなりの隔りがある。実態としては、多くの私立大学が何らかの形で学校法人会計基準の計算書類を公表している。しかしながら、実情を見ると、だれの責任でこれを行うのか、どのような対象者にいかなる内容の情報を開示するのかについて共通の理解がないことによる混乱がある。また、実務上の問題として、開示方法に関する一定の基準がないために計算書の形式に統一がなく、利用者にとって理解しにくい内容となっている。例えば学校法人会計基準の計算書類をそのまま配布している法人もあれば、あるいはこれらの計算書類の要約表をも

って説明する法人もある。さらに、公表される計算書類の内容についても、学校法人会計基準の計算書類とあわせて当該学校法人に固有の計算書を添付する事例もあり、外部の利用者にとってはかえって理解しにくい結果となっている。また、対象者をみると、学内の機関や関係委員会等への資料配付をもって財政情報の開示とする事例が一般的な傾向であり、財政情報を広く社会に開示し、理解を求めるという考え方は少ない。財政情報の開示は私立大学にとっては未知の領域であるために、いまだ試行錯誤の状態を越えてはいないというのが実情である。したがって、個々の学校法人が情報開示に努力を重ねているにもかかわらず、現状では必ずしも学校法人はその社会的な責任を果たしているとはいえないばかりでなく、情報を提供する学校法人にも無用の努力を強いていることになる。

財政情報の開示をめくり生じているこうした状況は、学校法人会計基準の計算の仕組みそのものが持つわかりづらさばかりによるものではなく、情報開示とは何かという点の理解に混乱があること、また、説明責任に基づいた情報の開示をどのように行うかについての理解や、実務上のよるべき一定の基準がないことなどに起因している。したがって、現状のように個々の私立大学が学校法人会計基準による計算書類を公開することに努めるだけでは解決できない問題である。本委員会はこうした現状に鑑み、情報開示の定義と必要性を再確認し、情報開示の実態を分析するとともに、実務の指針として開示基準を提案することとした。開示に関して基準を設けることにより、利用者にとってわかりやすい情報開示を進め、同時に財政情報の開示を行う学校法人の説明責任を果たす水準（どの程度の開示が求められるか）を明らかにすることを期待するものである。

・ 開示基準の意義

財政情報の開示に当たって基準を設定する意義は、開示すべき内容とその表示形式を統一することにある。開示基準を設定し、各学校法人の財政について内容と形式が統一された情報が提供されることによって、学校法人間の比較や時系列的な比較が可能となり、情報内容の理解は増すことになる。このことは私立大学に対する財政の実情について社会の理解を深めることになるであろう。また、設定された開示基準が社会の承認を得ることができるならば、学校法人は、この基準に従うことによって社会に対する説明責任を果たすことにもなる。開示基準に基づいた開示は、私立大学と社会との信頼関係を今以上に強固なものとしていく第一歩ともいえるべき役割を担っている。

このように開示基準の設定は単なる情報の利用価値を高めるだけでなく、財政情報の説明責任を果たすという社会的な意義をも有している。この意味で、開示基準に基づいて行われる情報開示は、後で述べる情報共有とは区別されなければならない。情報共有は各学校法人がその運営上の必要性に基づく行為であって、提供すべき情報内容や方法はそれぞれの学校法人が工夫をすればよく、基準として設定するような定まった内容や形式は不要である。

開示すべき内容とその表示形式を統一するためには、まず開示の意味について明確にしておく必要がある。現状を見ると、その意味の理解に混乱があるからである。また、開示基準の設定に当たって、開示の目的や対象者がだれであるかを明らかに

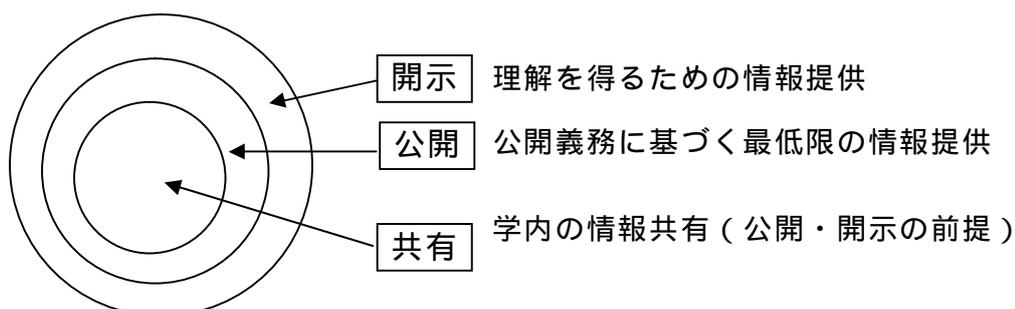
しておかなければならない。開示基準は開示目的や開示対象者によって、その内容が異なるからである。さらに、開示基準の設定は学校法人の説明責任の水準（どこまで開示すべきか、についての一定の水準）を明らかにすることにもなる。したがって、社会的に求められる開示の水準はどのようなものであるかについても配慮する必要がある。

1．開示の意味

開示とは、一般的には、財政計算を行う責任のある者が、自己以外に対して財政内容の情報を提供することを意味する。学校法人では財政計算の責任は理事会にあるため、財政情報の開示とは、理事会が理事会で承認された財政内容について、理事会以外の者に対してこれを情報として提供することをいう。開示実務の実態を見ると、理事会内で財政資料を配付することをもって開示と理解している例が少なからず見られる。これは開示の理解を取り違えており、開示実務の実情を表しているという意味で適切でなく、直ちに改めなければならない。

開示の意味をこのように理解すると、各学校法人がその組織運営の必要上に基づき、組織内の関係者等を対象として財政資料の配付を行うことは財政情報の開示とすることができる。また、開示の意味を学校法人が社会に対する説明責任を果たすために、組織の内外を問わず社会一般に財政状態を説明することもまた財政情報の開示とすることができる。しかしながら、両者は等しく開示とすることができるものの、組織内での開示と広く社会一般を対象とした開示とでは、開示の対象者も異なり、また、その目的も異なる。そこで、本委員会では、前者を情報の共有（あるいは情報共有）、後者を情報の開示（あるいは情報開示）と呼び、区別する。

社会に対する説明責任を果たすために行われる情報開示の場合でも、現状を見ると、機関決定された資料を義務的にそのまま配布することにすぎない事例と、社会に対し積極的な理解を得る努力や工夫を加えている事例とが混在している。このこと一つをとってみても、情報開示の実務は今後早急に改善されなければならないのが実情である。そこで本委員会では、財政情報の開示実務についてまだ十分な実践上の経験の積み重ねがない現状では、単なる財政資料を公開するレベルの開示（例えば情報公開法による財政資料の閲覧などもこれに含まれよう。）と、社会的な説明責任を果たすものとしての開示とを区別して、前者をとくに情報公開と呼び、情報開示とは区別することとした。



2. 開示対象者

財政情報の開示基準を設定する場合には、どのような開示対象者を前提としているのかを明確にする必要がある。財政情報の開示対象者としては、まず、私立大学の教育サービスの受益者であり、かつ、私立大学の財政的基盤を支えている学生及びその学費負担者である父母等の保護者をあげることができる。さらには私立大学の維持・発展を考えると、かつての在学生であった卒業生も重要な開示対象者となる。また、寄附金、研究受託、課税軽減措置、補助金等々の社会の支援なくして学校法人の財政的運営は困難である。したがって、教育研究活動を通じて大学と直接的なかわりを持つさまざまな関係者、例えば寄附金の提供者、研究受託を通じての国や企業等が開示対象者となろう。また、学校法人という組織の存在や運営とのかかわりから借入金や学校債の発行による債権者、納税義務の必要上税務当局、補助金との関係で日本私立学校振興・共済事業団、会計検査院等の存在も開示対象者として考慮する必要がある。納税者として一般国民も重要な開示対象者として位置付ける必要がある。この場合には、情報の媒体としてのマスメディアも、その社会的な機能を考慮すると、重要な開示対象者となる。

ところで、財政情報の開示対象者は、従来、教職員、学生、父母、卒業生、受験生という身分や、理事会、評議員会、教授会という組織、あるいは社会一般という漠然とした分類によって区分されてきた。ところが財政情報といっても、例えば、経理規程、給与規程、旅費規程等の諸規則や、学費の収納状況、個別支出予算の執行状況や中長期の収支見通しといった財務内容から、私立学校振興助成法に基づく計算書類や予算書等法令により作成が義務付けられているものまで、情報の種類、レベルが多岐にわたっている。したがって、従来のような分類、あるいは区分では開示対象者と開示情報が必ずしも対応関係にあるとはいえない。例えば父母等の保護者は、多くの場合その学費を直接負担する「学費負担者」という属性を有しているだけではなく、学校法人の寄附要請に基づき寄附金を支出する「寄附者」としての属性、学校債の引き受けに応じた「債権者」としての属性、さらに、国庫補助金の源泉である税金の負担、つまり「納税者たる一般国民」としての属性等々、さまざまな属性を有している。また、学生自身が「学費負担者」「納税者たる一般国民」という属性であることや、父母自身が、卒業生の身分を有していることも決して珍しいことではない。この場合、例えば、「学費負担者」としての父母は、「学費が何に使われているのか」「学費は妥当な金額なのか」という情報を、「寄附者」としての父母は「寄附が有効に使われているのか」という情報を、「債権者」としての父母は「学校債の返済財源は確保されているのか」という情報に関心がある。

このように、情報開示の対象者の属性は複合しており、しかも、それぞれの属性によって必要とされる情報が異なることから、さまざまな属性を有する関係者に対する画一的な情報は、真に有用な情報とはいえない。開示すべき情報は、開示対象者の属性によって異なる開示目的によって決定され、また、その開示方法は、それぞれの開示対象者にとって最も適切な手法が選択されなければならないからである。開示基準による画一的な開示にはこのような限界があることも承知しておく必要がある。そこで、開示基準による標準化できない事項については、各大学が必要な工

夫を施すことによって説明責任を果たすことが求められる。

開示対象者と開示目的の関係は以下の図に示す通りであるが、いずれの場合も、学校法人に対して、何らかの財産を提供する側（＝委託者）が開示対象者であり、その財産を受け入れる側（＝受託者）がその委託財産の管理責任を明らかにすること（＝アカウントビリティ）が開示目的であることは共通である。

なお、学校法人を構成する機関である教授会や事務組織等及びその構成員である教職員に対して、財政資料の配付やその内容の説明が行われている。これらは組織運営に必要な情報共有を目的として行われるものであり、開示ではないことは、先に述べた通りである。

情報開示の対象者と目的

開 示 対 象 者	開 示 目 的
学費負担者 学生、父母等	教育サービスの受益者として、教育に必要かつ十分な資金が充当されているか、学費の金額は妥当か等の判断材料を提供する。
寄附者 現物寄附を含む寄附者	寄附財産が寄附者の指定する事業に使われているか。また、当該寄附事業による研究教育の成果を明らかにする。また、寄附財産（寄附金で取得した財産を含む）が適正に管理されているかについて報告する。
研究委託者 国、特殊法人、企業等	受託研究の委託者に対して、提供資金が適正に管理され、委託契約に指定された用途に限定して使用されているか、また、委託者の要求した研究成果が達成されているかについて報告する。
債権者 学校債引受者 日本私立学校振興・共済事業団、金融機関等	債権者から提供されている（＝借り入れている）資金が適正な用途に使用されているか、また、返済計画の通り返済を実行できるだけの財源が確保できるかどうか等の判断材料を提供する。
一般国民	国庫補助金の源泉である税金の負担者（＝納税者）としての一般国民に対して、税金の用途を明らかにすることにより、補助金の必要性や増額要求に理解を求める。

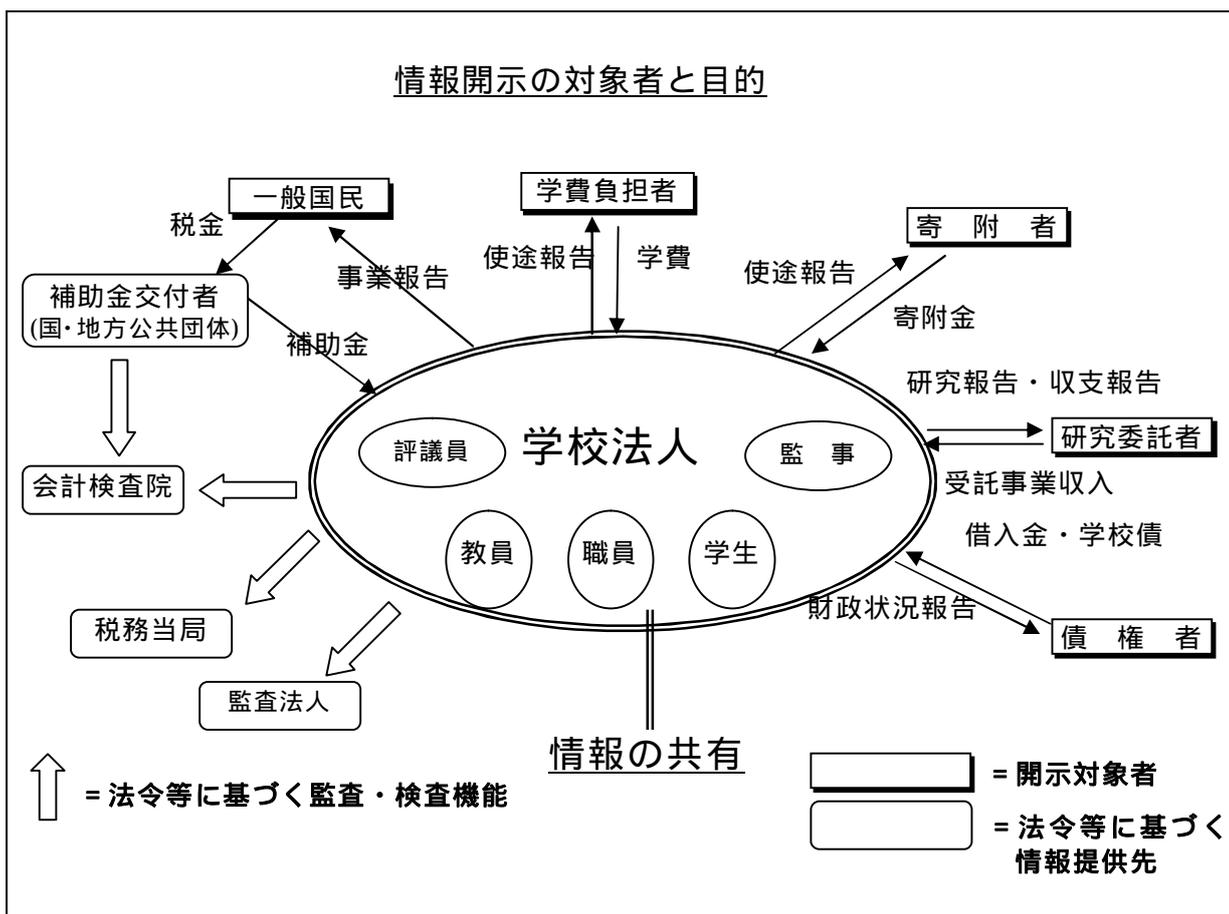
3 . 開示目的

理事会が財政内容をさまざまな目的を持って対象者に情報として提供する行為には、情報開示、情報公開、そして情報共有の三つのケースがある。

情報開示と情報公開のためには基準を設定し、開示内容と開示形式を統一することが必要である。社会的に承認された基準により情報を提供することによって情報価値が増大し利用者の便を図ることができ、かつ、社会的説明責任を果たすことになるからである。これは大学と社会とで密接なつながりを考え、相互に信頼関係を結ぶことを目的としている。これらの情報開示・情報公開は、組織運営上の管理目的というよりは、私立大学の公共性の観点から、社会に対する説明責任行為としてとらえられなければならない。

これに対して、学内の諸機関や組織の管理職者、あるいはその構成員に対して財政資料を配付するのは、会計の機能に基づく学校法人の管理運営上の必要性から行われる。この場合には情報の共有というべきである。

財産の保全管理のために会計の機能が用いられ、また、財政情報に基づいて学生納付金、国の補助金等を源泉とする資金の運用が円滑に行われているかを判断し、資金の利用と配分に関する適切性と効率性を知ることができる。将来計画に基づき予算を編成し、予算に対応した実績をとらえ、それらの分析によって将来への改善提案を明確に示すことが求められている。組織の運営には、財政情報は不可欠といえる。管理職者に財政情報が提供されるのはこうした理由に基づくものである。これは学校法人の管理運営に必要な活動の一環として行われる行為であり、内容と形式を基準として統一する必然性はなく、各学校法人の工夫によればよい。



4. 社会的に求められる水準

設定される開示基準は学校法人の説明責任の水準を明らかにすることになる。したがって、社会的に求められる開示の水準はどのようなものであるかについても配慮する必要がある。ところが、社会がどの程度の開示内容を求めているかを把握することは理論的にも、実務的にも困難である。

基準の設定に当たっては、学校法人の財政について高度の透明性と説明責任が要

求されているという認識に立つことが必要であろう。高度の透明性については、少なくとも学校法人会計基準により作成される計算書類を公開することが求められる。説明責任に関しては、何よりもわかりやすい情報提供を考慮する必要がある。また、各大学が行っている教育研究活動等を財政的な側面から説明し、社会の理解を得ることができるようさまざまな工夫を行う必要がある。

本委員会ではこのような視点に立ち、別途、「学校法人財政情報開示基準」を設定した。今後実務経験を積み重ね、継続的に見直すことにより改善を加え、社会の信頼を得ていくことが必要であろう。

5 . 自主的な開示

情報開示には、法令等により強制されるものと、自らの意思で行うものとの二つがあり得る。学校法人の財政情報については、これを開示すべきだとする法令上の明文の規定はない。

平成13年4月から情報公開法が施行された。この法律によれば、だれでも行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる（第3条）。行政機関の長は、開示請求があったときは、特定の例外的文書（「不開示情報」といわれる。）を除いて、当該行政文書を開示しなければならない（第5条）。この法律の施行により、文部科学省等を通じて、各大学の財政計算に関する書類が一般に開示される道筋が開かれる可能性が生じた。また、各都道府県の条例による情報開示も行われている。これらも一種の財務情報の開示といえることができる。しかし、これは法的制度に強制されたものであるから、これを学校法人が行う情報開示行為とは区別することにする。

ここでいう情報開示とは、社会への説明責任に基づいて学校法人が自らの意思により行う行為を意味する。また、財政情報の提供を通じて、社会とのコミュニケーションを図ろうとする行為でもある。

．情報開示のガイドライン

これまで述べてきた情報開示の実態をさらに検証するために、加盟校のうち情報開示に積極的に取り組んでいる10法人について、さらに詳細に事例を検討した。その結果、それぞれ法人によって開示内容や開示方法に必ずしも共通性がなく、独自の考えによるものが多く見受けられた。

例えば、計算書類の公表については、学校法人会計基準に準拠した計算書類をそのまま公表するケース、この計算書類の要約を公表するケース、開示対象者によって両者を使い分ける折衷のケースの三つのタイプ分類ができた。また、これ以外にも、財政状況の概要について説明されている事例と特段の説明を行っていない事例があり、情報開示の報告責任者が理事長、担当理事、財務部等の機関名であったりする。また、報告責任者が明確でない事例もあり、監査法人の監査報告書や監事の監査意見書を開示しているか否か等々の相違が見られた。

こうした現状は、各法人が確固たる方針のもとに情報を開示しているというより

は、情報開示の意思を持ちつつも、その手法についての明確な定めがないことから、開示できるものをそのまま開示していると思われる。しかし、こうした情報開示は開示自体が目的化してしまい、開示対象者に理解してもらうという本来の開示目的が果たされているとはいえない。

このような状況を踏まえ、本委員会は、以下に実務の指針として開示基準を提案することとした。その基本的な考え方は、学校法人会計基準により作成される計算書類そのものの公開を前提とする。また、社会に対し説明責任を果たすという開示本来の目的のために理解可能性を重視し、明瞭性と重要性を考慮して計算書類の簡略様式による開示を採用し、これに各学校法人それぞれの工夫による予算及び決算説明を付すことにした。

さらに、可能な限り補足的な説明を資料として付すことが望ましい。この補足的説明資料には、計算書の背後にある学校法人の研究・教育等の内容についても理解され得るような説明が求められる。その内容に関して参考のために若干の例示を示しておいた。

なお、これらの開示は、学校法人会計基準により作成される計算書類の開示に代わるものではなく、計算書類の閲覧は何人に対しても常に保証されるべきものであることは先に述べた通りである。

この開示基準を設けることにより統一的な開示を行い、学校法人間の比較可能性を担保することで、財政情報の開示を行う学校法人の説明責任の水準を開示対象者に明らかにするのみならず、各学校法人が自らの政策を決定する際の判断基準としても活用できるものとなる。

「学校法人財政情報開示基準」

各学校法人が財政状況を公開・開示する場合において、その財政説明資料の作成や情報開示の手法に関する基準として「学校法人財政情報開示基準」を定める。

・計算書類等の公開

学校法人会計基準により作成される計算書類については求めに応じて閲覧等により公開するものとし、その取り扱いは以下の通りとする。

- (1) 毎年度決算日から4カ月以内に、学校法人会計基準に準拠した計算書（文部科学省提出様式）が、無制限に公開されている。
- (2) 毎年度決算日から4カ月以内に、公認会計士または監査法人の監査報告書が無制限に公開されている。
- (3) 毎年度決算日から4カ月以内に、監事意見書が無制限に公開されている。
- (4) 毎年度予算の確定から4カ月以内に、予算書（補正予算書を含む）が無制限に公開されている。
- (5) 計算書類等の公開に関して公開責任者が明示されている。

・ 財政情報の開示

1 . 開示情報

上記「 . 計算書類等の公開」を前提として、財政情報の開示内容は計算書類、開示用計算書類、予算書、財務指標、予算及び決算説明とする。

計算書類、開示用計算書類及び予算書については簡略様式による。

(1) 計算書類

「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」の三表とする。

(2) 開示用計算書類

当委員会が『新たな学校法人会計基準の確立に向けて』（平成14年3月19日）としてとりまとめた報告書において提言した新たな計算書類様式である「開示用の消費収支計算書」「キャッシュ・フロー計算書」及び「引当資産明細表」の三表とする。なお、「第2号基本金組入れ計画表」を貸借対照表に注記する。

(3) 予算書

「資金収支予算書」及び「消費収支予算書」の二表とする。

(4) 財務指標

計算書類に基づく財務指標を付記しなければならない。

(5) 予算及び決算説明

予算書及び計算書類には説明を付すものとする。

2 . 開示方法

開示情報については、以下のいずれかの方法による。なお、開示の時期は「 . 計算書類等の公開」に準ずる。

(1) 開示情報が印刷物で無制限に配布されている。

(2) ホームページその他の電子媒体により配布、もしくはアクセス可能な状況になっている。

(3) 開示すべき情報の閲覧手続が、広報誌等を通じて広く周知されている。

3 . 開示情報の様式

簡略様式による情報の開示様式は次の通りとする。

(1) 計算書類

資金収支計算書 「様式1」に示す簡略様式とする。

消費収支計算書 「様式2」に示す簡略様式とする。

貸借対照表 「様式3」に示す簡略様式とする。

表示単位は百万円単位を原則とする。なお、百万円未満の端数は四捨五入を原則とし、各勘定科目の金額の合計と合計欄の金額は必ずしも一致しなくてもよいが、適宜、切り捨て、切り上げても差し支えない。以下同様。

(2) 開示用計算書類

開示用の消費収支計算書 「様式4」に示す簡略様式とする。

キャッシュ・フロー計算書 「様式5」に示す簡略様式とする。

引当資産明細表 「様式6」に示す簡略様式とする。

第2号基本金組入れ計画表 「様式7」に示す簡略様式とする。

(3) 予算書

資金収支予算書

「様式 8」に示す簡略様式とする。

消費収支予算書

「様式 9」に示す簡略様式とする。

(4) 財務指標

計算書類に基づく財務指標のうち、「様式 10」に示す財務指標とする。

比率の表示単位はパーセントとし、小数点第 2 位で四捨五入する。

その他は、「様式 10」に示す単位とし、単位未満で四捨五入する。

(5) 予算及び決算説明

予算及び決算説明については各学校法人の任意様式とする。

4 . 補足説明資料

開示対象者の理解をより深めるために、財政状況について補足説明資料を作成する場合の参考例として、以下の様式を例示する。

(1) 中長期の収支計算・財政状況による説明

過去 5 年間（または 10 年間）の収支計算と財政状況の推移による情報開示は、おおむね「様式 11」「様式 12」及び「様式 13」の通りとする。

なお、表示単位等については、開示情報の様式に準ずる。

(2) 目的別・機能別予算及び決算による説明

目的別分類、機能別分類による予算情報及び決算情報の表示は、おおむね「様式 14」「様式 15」及び「様式 16」とすることが望ましい。

なお、目的別分類、機能別分類は各学校法人の実態にあわせて、任意で設定するものとするが、学校法人間の比較性を担保するために、少なくとも目的別分類の大項目は、「教育関係」「研究関係」「学生支援関係」及び「管理運営関係」の目的別分類に「その他」を加えた 5 分類とすることが望ましい。

(3) 学生数の推移の開示による説明

過去 5 年間（または 10 年間）の学生数の推移を開示する場合は、学部、大学院にあっては研究科を単位として、おおむね「様式 17」の通りとする。

(4) グラフを利用した説明

有効な補足説明の手法として、グラフを利用した説明があるが、少なくとも必要と思われる様式を「様式 18 - 1」から「様式 18 - 6」として例示する。

ただし、とくにグラフを利用した補足説明は、基本的に各学校法人が独自の手法で作成するものであり、グラフの説明も不可欠なものである。

おわりに

財政情報の開示はほとんどの学校法人にとっては未知の領域であったにもかかわらず、文部科学省や私大連盟による実態調査にも明らかのように、急速にその実務は進められている。その社会的背景その他についてはすでに明らかにした通りであるが、われわれ学校法人の課題として今早急に解決しなければならないのは、社会の求めに耐えるだけの開示実務をつくり上げることであろう。

財政情報の開示については、関係者が求める内容が一樣ではない。そうした中で、本委員会は、特定目的を想定した財政情報の開示への対応ということだけでなく、私立大学の公共的性格を踏まえ、社会に対し必要な説明責任を果たすという目的のために行うべき開示について基準を示すことにした。開示基準を設定し、開示内容と形式を統一することによって利用者の便を図るとともに、社会に対する説明責任を果たすことがそのねらいである。

社会への説明責任を果たすための基準を設定するとはいえ、社会がどこまで開示について要求するかについては経験が浅いので必ずしも明確ではない。本委員会としては現状の実態分析を通して最大公約数のものをまとめた。今後、実務の経験を積み重ねていく中でさらによりよいものとしていくことが必要である。また、社会からの求めを見極めることによって改定を重ねていく必要がある。

【様式1】

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:百万円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入			
手 数 料 収 入			
寄 附 金 収 入			
補 助 金 収 入			
資 産 運 用 収 入			
資 産 売 却 収 入			
事 業 収 入			
医 療 収 入			
雑 収 入			
借 入 金 等 収 入			
前 受 金 収 入			
そ の 他 の 収 入			
資 金 収 入 調 整 勘 定			
前 年 度 繰 越 支 払 資 金			
収 入 の 部 合 計			
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人 件 費 支 出			
教 職 員 等 人 件 費 支 出			
退 職 金 支 出			
教 育 研 究 経 費 支 出			
(教育研究経費支出)			
(医療経費支出)			
管 理 経 費 支 出			
借 入 金 等 利 息 支 出			
借 入 金 等 返 済 支 出			
施 設 関 係 支 出			
設 備 関 係 支 出			
資 産 運 用 支 出			
そ の 他 の 支 出			
(予 備 費) ()			
資 金 支 出 調 整 勘 定			
次 年 度 繰 越 支 払 資 金			
支 出 の 部 合 計			

【様式3】

貸借対照表

年 月 日

(単位:百万円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産			
土 地			
建 物 ・ 構 築 物			
教 育 研 究 用 機 器 備 品			
図 書			
そ の 他			
そ の 他 の 固 定 資 産			
有 価 証 券			
特 定 資 産			
そ の 他			
流 動 資 産			
現 金 預 金			
そ の 他			
資 産 の 部 合 計			
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債			
長 期 借 入 金 ・ 学 校 債			
退 職 給 与 引 当 金			
そ の 他			
流 動 負 債			
短 期 借 入 金 ・ 学 校 債			
前 受 金			
そ の 他			
負 債 の 部 合 計			
基本金の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
第 1 号 基 本 金			
第 2 号 基 本 金			
第 3 号 基 本 金			
第 4 号 基 本 金			
基 本 金 の 部 合 計			
消費収支差額の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
(何)年度消費支出準備金			
次年度繰越消費収支差額			
消費収支差額の部合計			
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
負 債 の 部 ・ 基 本 金 の 部			
及 び 消 費 収 支 差 額 の 部 合 計			

注記 減価償却累計額 百万円
徴収不能引当金 百万円
基本金未組入額 百万円

【様式2】

消費収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:百万円)

消費収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学 生 生 徒 等 納 付 金			
手 数 料			
寄 附 金			
補 助 金			
資 産 運 用 収 入			
資 産 売 却 差 額			
事 業 収 入			
医 療 収 入			
雑 収 入			
帰 属 収 入 合 計			
基 本 金 組 入 額 合 計			
消 費 収 入 の 部 合 計			
消費支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人 件 費			
教 職 員 等 人 件 費			
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額 (又 は 退 職 金)			
教 育 研 究 経 費			
(教育研究経費支出)			
(医療経費支出)			
(うち減価償却額)			
管 理 経 費			
(うち減価償却額)			
借 入 金 等 利 息			
資 産 処 分 差 額			
徴 収 不 能 引 当 金 繰 入 額			
徴 収 不 能 額			
(予 備 費) ()			
消 費 支 出 の 部 合 計			
基 本 金 控 除 前 差 額			
基 本 金 組 入 額 合 計			
当 年 度 消 費 収 支 差 額			
前 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			
(何)年度消費支出準備金繰入額			
(何)年度消費支出準備金取崩額			
基 本 金 取 崩 額			
次 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			

【様式4】

開示用の消費収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:百万円)

帰属収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学 生 生 徒 等 納 付 金			
手 数 料			
寄 附 金			
補 助 金			
資 産 運 用 収 入			
資 産 売 却 差 額			
事 業 収 入			
医 療 収 入			
雑 収 入			
帰 属 収 入 の 部 合 計			
消費支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人 件 費			
教 職 員 等 人 件 費			
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額 (又 は 退 職 金)			
教 育 研 究 経 費			
(教育研究経費支出)			
(医療経費支出)			
(うち減価償却額)			
管 理 経 費			
(うち減価償却額)			
借 入 金 等 利 息			
資 産 処 分 差 額			
徴 収 不 能 引 当 金 繰 入 額			
徴 収 不 能 額			
(予 備 費) ()			
消 費 支 出 の 部 合 計			
基 本 金 控 除 前 差 額			
基 本 金 組 入 額 合 計			
当 年 度 消 費 収 支 差 額			
前 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			
(何)年度消費支出準備金繰入額			
(何)年度消費支出準備金取崩額			
基 本 金 取 崩 額			
次 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			

【様式5】

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

教育研究活動によるキャッシュ・フロー (単位:百万円)

科 目	金 額
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入(施設設備関係寄付金収入を除く)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入を除く)	
資産運用収入	
事業収入	
医療収入	
雑収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小 計	
人件費支出	
教育研究経費支出 (教育研究経費支出)	
(医療経費支出)	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小 計	
教育研究活動によるキャッシュ・フロー	

施設等整備活動によるキャッシュ・フロー

寄付金収入(施設設備関係寄付金収入)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入)	
資産売却収入(動産・不動産売却収入)	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小 計	
施設関係支出	
設備関係支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小 計	
施設等整備活動によるキャッシュ・フロー	

専業キャッシュ・フロー(+)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金純増加額	
長期借入金収入	
長期借入金返済支出	
有価証券売却収入	
有価証券購入支出	
その他の収入	
その他の支出	
資金収入調整勘定	
資金支出調整勘定	
引当資産から支払資金へ	
支払資金から引当資産へ	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

繰越支払資金の増加額

前年度繰越支払資金	
次年度繰越支払資金	

【様式6】

引当資産明細表

年 月 日

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額 (当期繰入額)	当期減少額 (当期戻入額)	期末残高
退職給与引当資産				
年金引当資産				
減価償却引当資産				
第2号基本金引当資産				
第3号基本金引当資産				
その他引当資産				
合 計				

【様式7】

第2号基本金組入れ計画表

計画の名称	施設設備資金
取得予定固定資産	新設大学院用校舎
取得予定年度	平成 年度～平成 年度
所要見込総額	××円
組入予定額	××円
組入額	××円
当期末残高	××円

【様式8】

資金収支予算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:百万円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
収入の部			
学生生徒等納付金収入			
手数料収入			
寄 附 金 収 入			
補 助 金 収 入			
資 産 運 用 収 入			
資 産 売 却 収 入			
事 業 収 入			
医 療 収 入			
雑 収 入			
借 入 金 等 収 入			
前 受 金 収 入			
そ の 他 の 収 入			
資 金 収 入 調 整 勘 定			
前 年 度 繰 越 支 払 資 金			
収 入 の 部 合 計			
支出の部			
人 件 費 支 出			
教 職 員 等 人 件 費 支 出			
退 職 金 支 出			
教 育 研 究 経 費 支 出 (教育研究経費支出)			
(医療経費支出)			
管 理 経 費 支 出			
借 入 金 等 利 息 支 出			
借 入 金 等 返 済 支 出			
施 設 関 係 支 出			
設 備 関 係 支 出			
資 産 運 用 支 出			
そ の 他 の 支 出 (予 備 費)			
資 金 支 出 調 整 勘 定			
次 年 度 繰 越 支 払 資 金			
支 出 の 部 合 計			

【様式9】

消費収支予算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:百万円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
消費収入の部			
学 生 生 徒 等 納 付 金			
手 数 料 収 入			
寄 附 金			
補 助 金			
資 産 運 用 収 入			
資 産 売 却 差 額			
事 業 収 入			
医 療 収 入			
雑 収 入			
帰 属 収 入 合 計			
基 本 金 組 入 額 合 計			
消 費 収 入 の 部 合 計			
消費支出の部			
人 件 費			
教 職 員 等 人 件 費			
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額 (又は退職金)			
教 育 研 究 経 費 (教育研究経費支出)			
(医療経費支出)			
(う ち 減 価 償 却 額)			
管 理 経 費			
(う ち 減 価 償 却 額)			
借 入 金 等 利 息			
資 産 処 分 差 額			
徴 収 不 能 引 当 金 繰 入 額 (又は徴収不能額)			
(予 備 費)			
消 費 支 出 の 部 合 計			
当 年 度 消 費 収 支 差 額			
前 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			
(何)年度消費支出準備金繰入額			
(何)年度消費支出準備金取崩額			
基 本 金 取 崩 額			
次 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額			

【様式10】 財 務 指 標

【貸借対照表関係財務比率】

比 率	計 算 式	比率(%)
固 定 資 産 構 成 比 率	固定資産 ÷ 総資産	
流 動 資 産 構 成 比 率	流動資産 ÷ 総資産	
固 定 負 債 構 成 比 率	固定負債 ÷ 総資産	
流 動 負 債 構 成 比 率	流動負債 ÷ 総資産	
自 己 資 金 構 成 比 率	自己資金 ÷ 総資産	
消 費 収 支 差 額 構 成 比 率	消費収支差額 ÷ 総資産	
固 定 比 率	固定資産 ÷ 自己資金	
固 定 長 期 適 合 率	固定資産 ÷ (自己資金 + 固定負債)	
流 動 比 率	流動資産 ÷ 流動負債	
総 負 債 比 率	総負債 ÷ 総資産	
負 債 比 率	総負債 ÷ 自己資金	
前 受 金 保 有 率	現金預金 ÷ 前受金	
基 本 金 組 入 比 率	基本金 ÷ 基本金要組入額	
基 本 金 控 除 前 差 額 構 成 比 率	基本金控除前差額 (帰属収入 - 消費支出) ÷ 総資産	

自己資金 = 基本金 + 消費収支差額

【消費収支関係財務比率】

比 率	計 算 式	比率(%)
学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	学生生徒等納付金 ÷ 帰属収入	
寄 附 金 比 率	寄附金 ÷ 帰属収入	
補 助 金 比 率	補助金 ÷ 帰属収入	
基 本 金 組 入 率	基本金組入額 ÷ 帰属収入	
消 費 支 出 比 率	消費支出 ÷ 帰属収入	
消 費 収 支 比 率	消費支出 ÷ 消費収入	
人 件 費 比 率	人件費 ÷ 帰属収入	
人 件 費 依 存 率	人件費 ÷ 学生生徒等納付金	
教 育 研 究 経 費 比 率	教育研究経費 ÷ 帰属収入	
管 理 経 費 比 率	管理経費 ÷ 帰属収入	
借 入 金 等 利 息 比 率	借入金等利息 ÷ 帰属収入	
基 本 金 控 除 前 差 額 比 率	基本金控除前差額 ÷ 帰属収入	

【資金収支関係財務比率】

比 率	計 算 式	比率(%)
納 付 金 還 元 率	(教育研究経費支出 + 設備関係支出) ÷ 学生納付金	

設備関係支出 = 教育研究用機器備品支出 + 図書支出

【財務指数】 (大学部門)

指 数	計 算 式	金額(千円)
学 生 一 人 当 た り 学 生 生 徒 等 納 付 金	学生生徒等納付金 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 補 助 金	補助金収入 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 寄 附 金	寄附金収入 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 借 入 金 等 収 入	借入金等収入 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 教 育 研 究 経 費	教育研究経費支出 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 設 備 費	教育研究用機器備品支出 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 図 書 費	図書支出 ÷ 学生数	
学 生 一 人 当 た り 借 入 金 等 利 息 支 出	借入金等利息支出 ÷ 学生数	

【様式11】 資金収支の推移

(単位：百万円)

科 目	19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		19××(H×)		
	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	
資 金 収 入 の 部	学生生徒等納付金収入																		
	手数料収入																		
	寄附金収入																		
	補助金収入																		
	資産運用・売却収入																		
	事業収入																		
	医療収入																		
	雑収入																		
	借入金等収入																		
	前受金収入																		
	その他の収入																		
	資金収入調整勘定																		
	前年度繰越支払資金																		
収入の部合計																			
資 金 支 出 の 部	人件費支出																		
	教職員等人件費支出																		
	退職金支出																		
	教育研究経費支出 (教育研究経費支出)																		
	(医療経費支出)																		
	管理経費支出																		
	借入金等利息支出																		
	借入金等返済支出																		
	施設関係支出																		
	設備関係支出																		
	資産運用支出																		
	その他の支出																		
	資金支出調整勘定																		
次年度繰越支払資金																			
支出の部合計																			
当年度資金収支差額																			

【様式12】 消費収支の推移

(単位：百万円)

年 度	19 x x (H x)																		
	決算額	伸率																	
学 生 生 徒 等 納 付 金																			
手 数 料																			
寄 附 金																			
補 助 金																			
資 産 運 用 収 入 ・ 売 却 差 額																			
事 業 収 入																			
医 療 収 入																			
雑 収 入																			
帰 属 収 入 合 計																			
基 本 金 組 入 額 合 計																			
第 1 号 基 本 金 組 入 額																			
第 2 号 基 本 金 組 入 額																			
第 3 号 基 本 金 組 入 額																			
第 4 号 基 本 金 組 入 額																			
消 費 収 入 の 部 合 計																			
人 件 費																			
教 職 員 等 人 件 費																			
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額 (又 は 退 職 金)																			
教 育 研 究 経 費 (教 育 研 究 経 費 支 出) (医 療 経 費 支 出) (うち 減 価 償 却 額)																			
管 理 経 費 (うち 減 価 償 却 額)																			
借 入 金 等 利 息																			
資 産 処 分 差 額																			
徴 収 不 能 引 当 金 繰 入 額 (又 は 徴 収 不 能 額)																			
消 費 支 出 の 部 合 計																			
当 年 度 消 費 収 支 差 額																			
前 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額																			
消 費 支 出 準 備 金 繰 入 ・ 取 崩 額		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
基 本 金 取 崩 額		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
次 年 度 繰 越 消 費 収 支 差 額				-		-		-		-		-		-		-		-	

【様式13】 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目	19××(H×)																		
	決算額	構成比																	
資 産																			
固定資産																			
有形固定資産																			
土地																			
建物・構築物																			
教育研究用機器備品																			
図書																			
その他																			
その他の固定資産																			
有価証券																			
特定資産																			
その他																			
流動資産																			
現金預金																			
その他																			
資産の部合計																			
負 債																			
固定負債																			
長期借入金・学校債																			
退職給与引当金																			
流動負債																			
短期借入金・学校債																			
その他																			
負債の部合計																			
基本 金																			
第1号基本金																			
第2号基本金																			
第3号基本金																			
第4号基本金																			
基本金の部合計																			
消費収支差額の部合計																			
負債・基本金・消費収支差額合計																			
減価償却額の累計額																			
徴収不能引当金																			
基本金未組入額																			

【様式14】 大項目分類による目的別・機能別決算(予算)書

目的別決算(予算)書

(単位:百万円)

目的分類	決算額(予算額)
教育関係	
研究関係	
学生支援関係	
管理運営関係	
その他	
合計	

資金収支計算書(予算書)による

機能別決算(予算)書

(単位:百万円)

機能分類	決算額(予算額)
図書資料関係費	
情報処理関係費	
国際交流関係費	
広報関係費	
施設設備充実関係費	
施設設備管理関係費	
危機管理関係費	
人件費関係	
合計	

資金収支計算書(予算書)による

合計額はいずれも資金支出の合計額に一致する。

【様式15】 中項目分類による目的別・機能別決算(予算)書

目的別決算(予算)書

(単位:百万円)

目的別分類		決算額(予算額)
大項目	中項目	
教育関係	正課授業	
	資格講座	
	生涯教育	
	学習支援	
	入学試験	
	教育行事・式典	
	教育成果公表	
	自己点検評価	
	宗教教育	
	建学の精神	
：		
：		
(計)		
研究関係	研究活動	
	研究支援	
	研究発表	
	：	
：		
(計)		
学生支援関係	学生生活	
	課外活動	
	奨学制度	
	健康管理	
	就職支援	
	学生福利厚生	
	父母交流	
	：	
：		
(計)		
管理運営関係	総務	
	企画	
	人事	
	教職員福利厚生	
	財務経理	
	施設管財	
	：	
	：	
(計)		
その他	付属病院	
	収益事業	
	：	
	：	
(計)		
合計		

資金収支計算書(予算書)による

機能別決算(予算)書

(単位:百万円)

機能別分類		決算額(予算額)
大項目	中項目	
図書資料関係費	図書・資料購入	
	図書・資料閲覧	
	図書・資料管理	
：		
(計)		
情報処理関係費	情報処理支援	
	ネットワーク	
	ソフトウェア	
	：	
	：	
(計)		
国際交流関係費	学生交流	
	教員交流	
	外国大学協力	
	：	
	：	
(計)		
広報関係費	学内広報	
	学外広報	
	大学史資料収集	
	：	
(計)		
施設設備充実関係費	施設設備整備	
	施設設備拡充	
	：	
	：	
(計)		
施設設備管理関係費	施設設備管理	
	施設設備維持	
	施設設備保守	
	：	
(計)		
危機管理関係費	警備	
	安全対策	
	防火防災	
	保険	
：		
(計)		
人件費関係	教員関係	
	職員関係	
	役員関係	
	：	
	：	
	：	
(計)		
合計		

資金収支計算書(予算書)による

合計額はいずれも資金支出の合計額に一致する。

【様式16】

目的別・機能別決算(予算)書

目的別・機能別決算(予算)書

(単位:百万円)

目的別分類	機能別分類	決算額(予算額)
教育関係	図書資料関係費 情報処理関係費 国際交流関係費 広報関係費 施設設備充実関係費 施設設備管理関係費 危機管理関係費 人件費関係	
	(計)	
研究関係	図書資料関係費 情報処理関係費 国際交流関係費 広報関係費 施設設備充実関係費 施設設備管理関係費 危機管理関係費 人件費関係	
	(計)	
学生支援関係	図書資料関係費 情報処理関係費 国際交流関係費 広報関係費 施設設備充実関係費 施設設備管理関係費 危機管理関係費 人件費関係	
	(計)	
管理運営関係	図書資料関係費 情報処理関係費 国際交流関係費 広報関係費 施設設備充実関係費 施設設備管理関係費 危機管理関係費 人件費関係	
	(計)	
その他	図書資料関係費 情報処理関係費 国際交流関係費 広報関係費 施設設備充実関係費 施設設備管理関係費 危機管理関係費 人件費関係	
	(計)	
合	計	

資金収支計算書(予算書)による

- 1 該当しない項目は省略する。
- 2 合計額は資金支出の合計額に一致する。

【様式17】 学生数の推移

(単位：人)

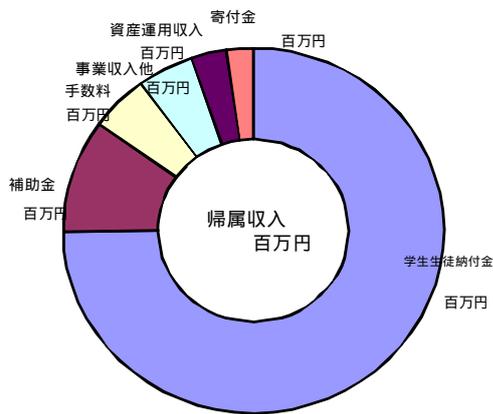
			19××(H×)	20××(H×)								
学 部	学部	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
	××学部	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
	学部	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
	学部計	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
大学院	研究科	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
	研究科	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
	大学院計	在学生数										
		収容定員										
		充足率										
学 校 計	在学生数											
	収容定員											
	充足率											

(注1) 各年度5月1日現在の学生数(修学延長生を含む)

(注2) 充足率 = 在学生数 ÷ 収容定員

[様式18-1]

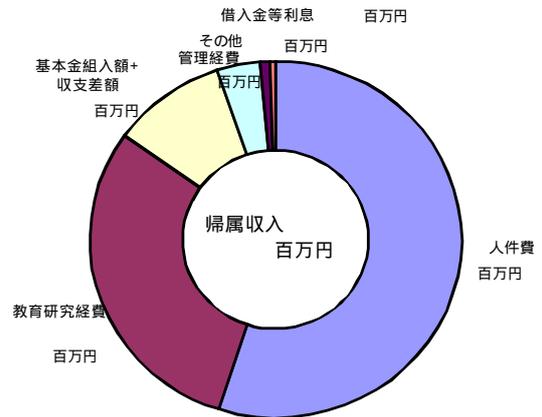
帰属収入構成図(年度)



- 学生生徒納付金
- 補助金
- 手数料
- 事業収入他
- 資産運用収入
- 寄付金

[様式18-2]

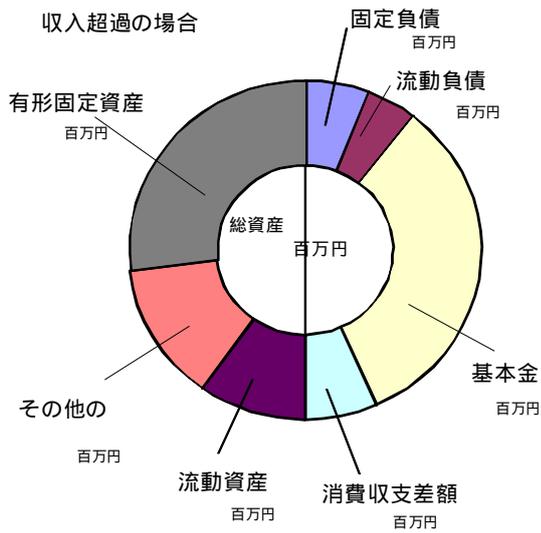
消費支出構成図(年度)



- 人件費
- 教育研究経費
- 基本金組入額+収支差額
- 管理経費
- その他
- 借入金等利息

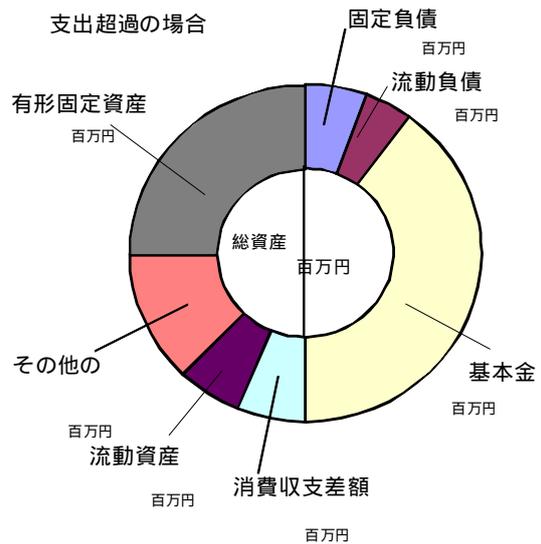
[様式18-3]

貸借対照表構成図(年度)



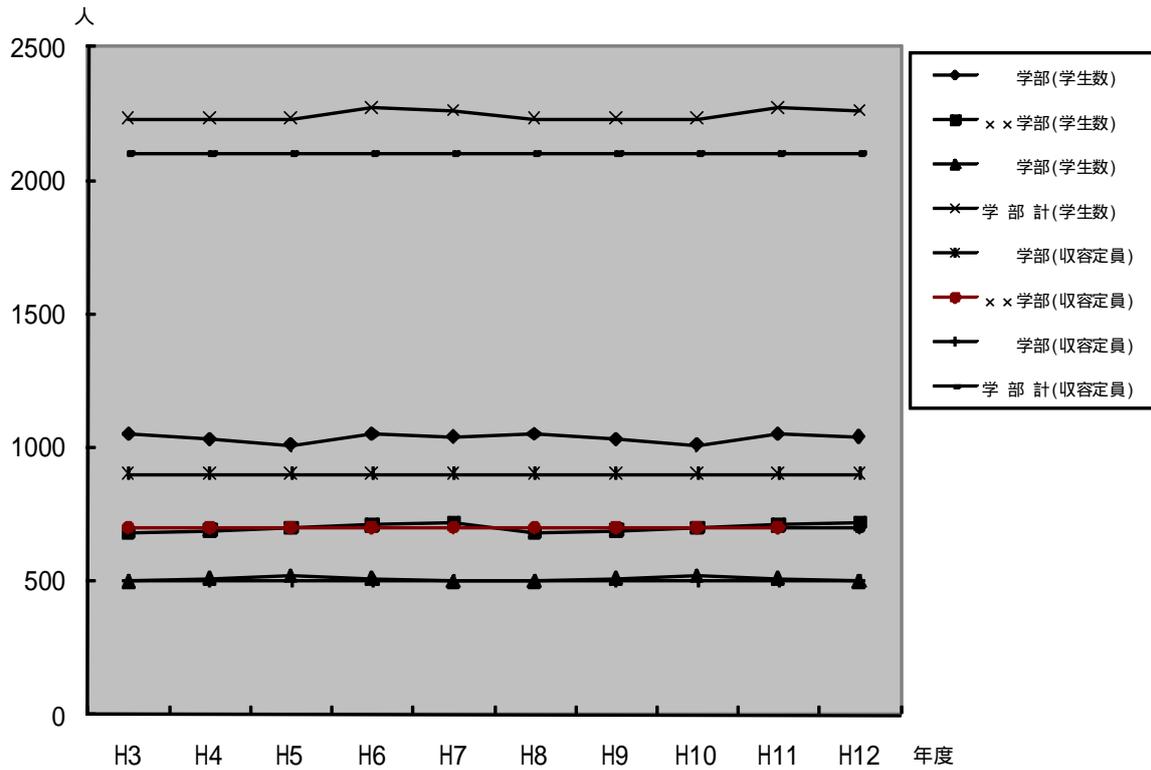
[様式18-4]

貸借対照表構成図(年度)



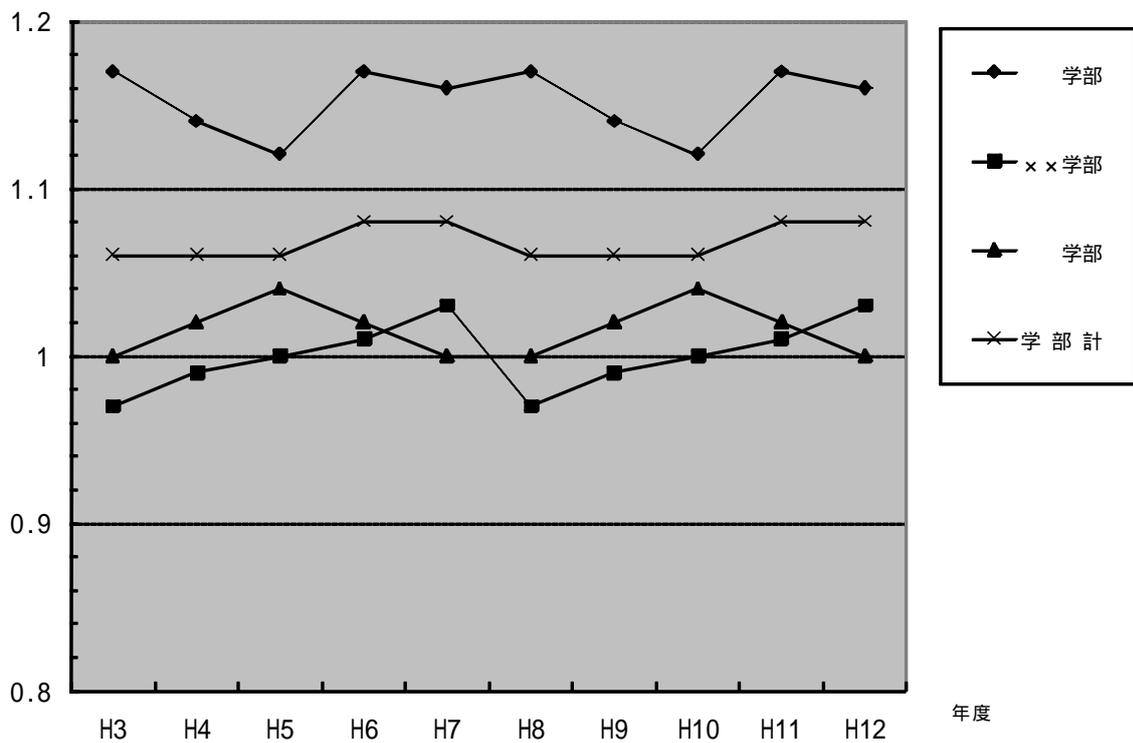
[様式18 - 5]

学生数の推移 (学部)



[様式18 - 6]

学生定員充足率の推移 (学部)



[資料]

1 . 法令上の取り扱い

財政計算に関する法令上の取り扱いについては、私立学校法では、会計に関する規定としては監事の職務としての内部監査、評議員会に対する決算の報告と予算の諮問、財産目録等の備付、会計年度などの規定が個別に設けられているだけで、必ずしも体系的な規制内容とはなっていない。すなわち、学校法人は財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、事務所にこれらを備え置かなければならない（私立学校法第47条）。作成された財務に関する書類の取り扱いについては、監事による監査を受け（私立学校法第37条第4項）、評議員会に報告し意見を徴する（寄附行為により承認を必要とする場合もある）ことが求められている（私立学校法第43条）が、これを一般に開示することはとくに義務付けられていない。また、閲覧受け入れ義務についても明文の規定はない。なお、国からの補助金を受ける学校法人にあつては、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類は「学校法人会計基準」に従い作成される（私立学校振興助成法第4条、第9条）が、これも公認会計士または監査法人の監査報告書を添付し文部科学省への届出が義務づけられているだけである（私立学校振興助成法第14条第3項）。このように、法令上では開示義務について明文の規定はない。しかしながら、このことは学校法人が財政情報の開示を免責されていることを意味するものではない。もともと私立学校について学校法人という特別の法人を設けているのは、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としているためである（私立学校法第1条）*。私立学校の自主性が制度的に保証されていることは、私立学校の公共性の維持、向上は、理事者等関係者の良識と自覚に委ねられていることを意味する。その意味で関係者の社会的責任は重いといわなければならない。大学情報、とりわけ財政情報の開示は法令に明記されているか否かにかかわらず、財政情報の開示は私立大学の公共的性格から自らの意思に基づいて行うべきものと理解すべきであろう。

私立学校法は、学校教育の公共性、継続性を担保するために、一定の資産の保有が義務付けられ、また、役員（理事、監事）の構成の条件が理事は5人以上、監事2人以上を必要とするなど他の財団法人に比べ厳しい内容となっている。さらに、評議員会の必置が求められ、解散時の残余財産の帰属などに一定の制約が付されている。また、学校法人の自主性を尊重するという観点から、主務官庁に財団法人に対するような強い包括的監督権限を与えないよう規定している。これらの規定は私立学校の公益的性格を自主的に担保させることをねらいとしていることはいうまでもない。

2 . 社会からの要請としての情報開示

学校法人の財政情報の開示に対する社会からの要請は、さまざまな形で具体的になされている。例えば、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月）では、大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報をわかりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である、と述べている。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば将来計画な

ど)、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報(成績評価方法・基準等)、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとし、それを制度上位置付けることが必要である。また、大学の財政状況に関する情報についても公表を促進することが必要である、とその必要性を指摘している。

文部科学省は所管する学校法人について財政状況の公開状況を調査し、公開状況や公開している学校法人名を公表している。これは、教職員、学生、父母等またはその他の第三者に対し、学報等に掲載、学内掲示板等への掲示または閲覧窓口において申出者に対し閲覧(写の交付を含む)させるなどの方法によって、財政状況に関する情報をどの程度提供しているか、その実態を調査したものである。全学校法人に対する割合では、大学法人では85.4%(平成12年10月、前年度では71.5%)という結果が示されている。こうした実態調査の公開は、ますます学校法人の財政情報の開示実務を推進していくことになるであろう。

また、行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解」(平成12年12月12日)には、大学は「官による監督」とともに、社会や学生から選択され、評価を受けていくことが重要であるとの認識に立ち、大学における規制改革を提言している。大学における規制改革は、大学が自らの判断により運営を行うことの自律性を向上させることにより、その活性化を図ろうというものである。そのためには、大学が社会や教育サービスの需要者である学生やその保護者等に対して、教育内容や経営の状況について正確な情報提供を行い、自らの責任で運営していくことが不可欠である。したがって、各大学は、国民の適切な理解を得るために、教育研究活動や経営状況、また、教育研究活動の成果や改革充実に向けた取り組みについて広く社会に積極的に公表していくことが必要である。とくに、私立大学については、その公共性に鑑み、大学の責務としての財務状況の公開のために、その具体的内容や方法等について平成13年度から検討を行うとともに、公開を徹底させる方策について可能なものから順次実施すべきである、とまで述べている。

3. 情報開示の実態と問題点

日本私立大学連盟は平成11年11月に加盟大学法人の財政の点検・評価に関する調査を行い、「大学法人財政の点検・評価に関する報告書」(平成13年2月、以下『報告書』)を作成した。この『報告書』により財政情報公開(『報告書』の用語を用いている)の実態について若干の分析を行い、現状の問題点を明らかにする。

(1) 公開状況

財政に関する情報の開示状況については、公開していると回答した法人が92法人中87法人あり、全体の95.6%を占めている。公開していないと回答した4法人も今後公開に向けて検討する方針である(このほか無回答が1法人ある)。この数字を見る限り、財政に関する情報の公開については、ほぼ全法人が前向きに取り組んでいるとみることができる。ただし、公開の対象者がだれか、また、その公開内容がどのようなものであるかを調べると、公開の実態についてさまざまな側面が現れてくる。

(2) 対象者別の公開状況

公開している87法人について、対象者別の公開状況は次の通りである。

(単位：%)

開示対象者	開示率	開示対象者	開示率
管理職者	97.7	父母・保護者	58.6
関係委員会	65.5	寄附募集対象者	16.1
全教職員	94.3	進学希望者	6.9
在学生	65.5	要請に応じて(マスメディア・社会全般)	40.2
卒業生	36.8		

管理職と全教職員についてはほぼすべての法人が公開している。しかし在学生・保護者となると60%前後となり、社会一般になるとさらに減少し、40%台となる。将来の学生たる進学希望者に至っては7%未満(6法人)という低い公開率となっている。なお、ここで関係委員会に理事会を含めている法人があり、この点は情報公開の意味について混乱がある。

(3) 学内者と学外者への公開状況

公開の対象者を学内(『報告書』では管理職者、関係委員会、全教職員をいう)と学外(『報告書』では在学生、卒業生「校友」、父母・保護者、寄附募集対象者「企業・個人」、進学希望者、要請に応じて「マスメディア・社会全般」をいう)とに区分し、その公開状況を見ると、次の通りである。

学内者に開示している法人 86法人(98.9%)

学外者に開示している法人 69法人(79.3%)

ここで明らかなように、公開対象者を学内者と学外者に区分すると、学外者への公開が学内者より少なくなっているのがわかる。さらに、これらの対象者別にどのような資料の公開が行われているかを調べると、さらに異なった側面が現れてくる。

(4) 公開内容

学校法人会計基準により作成が求められている計算書の公開状況は次の通りである。

資金収支計算書	90.8%	大科目のみ公開	13.8%	全科目公開	77.0%
消費収支計算書	96.6%	大科目のみ公開	18.4%	全科目公開	78.2%
貸借対照表	92.0%	大科目のみ公開	10.3%	全科目公開	81.6%
資金収支内訳表	60.9%				
人件費内訳表	62.1%				
消費収支内訳表	60.9%				
固定資産明細表	65.5%				
借入金明細表	63.2%				
基本金明細表	71.3%				

資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表(以下、これらを基本三表という)については、90%以上の法人が公開している。ただし、資金収支計算書をみると、小科目を含めて全科目を公開している法人が77.0%であるのに対し、大科目のみ公開している法人が13.8%、さらに非公開の法人が9.2%ある。ここにすでに法人による公開の姿勢の違いが明確に現れている。さらに、資金収支内訳表以下の内訳表、明細表となると基

本金明細表の71.3%を除いて、60%台となり、公開の程度は低くなる。

公開の実態を把握するには、これらの計算書がだれに対してどの程度の内容が公開されているのかについて、さらに検討が必要である。

(5) 対象者別の公開内容

上記の計算書等が、誰に対して、どの程度公開されているかをまとめると、次のようになる。

基本三表 大科目のみ公開、全科目公開の順で示してある。

(単位：%)

	資金収支計算書			消費収支計算書			貸借対照表		
	大科目のみ	全科目	計	大科目のみ	全科目	計	大科目のみ	全科目	計
管理職者	18.4	70.1	88.5	20.7	72.4	93.1	10.3	75.9	86.2
関係委員会	10.3	50.6	60.9	13.8	49.4	63.2	6.9	51.7	59.6
全教職員	41.4	36.8	78.2	50.6	37.9	88.5	28.7	43.7	72.4
在学生	39.1	13.8	52.9	48.3	12.6	60.9	26.4	23.0	49.4
卒業生	25.3	1.1	26.4	31.0	3.4	34.4	19.5	4.6	24.1
父母・保護者	43.7	2.3	46.0	51.7	3.4	55.1	26.4	13.8	40.2
寄附募集対象者	9.2	2.3	11.5	10.3	3.4	13.7	9.2	2.3	11.5
進学希望者	5.7	1.1	6.8	5.7	1.1	6.8	5.7	1.1	6.8
要請に応じて	23.0	12.6	35.6	27.6	12.6	40.2	14.9	18.4	33.3

基本三表の公開は管理職者に対してはほぼ90%が公開されている。関係委員会の数字が低いが、ここには管理職者が含まれているとすれば前者に含まれると考えてよいだろう。全教職員となると消費収支計算書が90%近いが、資金収支計算書と貸借対照表は70%台にとどまっている。いずれにせよかなり公開度は高い。ただし、公開の程度は大科目によることが多くなる。これに対して、在学生やその父母・保護者となると、ほぼ半分となる。しかも、全科目公開でなく、大科目によるものが多い。「要請に応じては」33.0%から40.0%と低くなる。

内訳表、明細表

(単位：%)

	資金収支 内訳表	人件費 内訳表	消費収支 内訳表	固定資産 明細表	借入金 明細表	基本金 明細表
管理職者	51.7	52.9	52.9	58.6	55.2	63.2
関係委員会	36.8	37.9	35.6	44.8	43.7	47.1
全教職員	13.8	13.8	13.8	16.1	13.8	18.4
在学生	2.3	4.6	3.4	5.7	4.6	8.0
卒業生	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
父母・保護者	1.1	2.3	1.1	2.3	2.3	3.4
寄附募集対象者	2.3	2.3	2.3	2.3	1.1	2.3
進学希望者	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
要請に応じて	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9

この数字を見る限り、内訳表等の公開は管理職者や関係委員会を対象としたものであると考えてよいだろう。しかもその公開の状況はほぼ50%程度である。

基本三表（全科目）の公開する法人の割合は管理職者対してはほぼ90%、また、内訳表、明細表の公開は50%から60%となっている。これら数字は上の公開状況と一致しているので、財政を公開していると回答した法人の実態はここにある。公開の意味を学外者に限ると、基本三表については半数以下、それも大科目での公開が多い。内訳表や明細表となるとほとんど公開されていないとみてよい。

このように、対象者によって公開の数字が異なってくるので、公開の実態は、だれに対しどのような情報を提供することをもって公開とするのか、という点のとらえ方によってその評価が違ってくる。

学校会計委員会委員

担当理事	大橋英五	立教学院	大学総長
委員長	片山 覚	早稲田大学	商学部教授
委員	松本雄一郎	中央大学	経理担当課長
	山田かづひこ	関西学院	施設部次長
	西野芳夫	関東学院	常務理事
	山本尚明	慶應義塾	ニューヨーク学院(高等部)事務長代理
	川島達男	明治大学	財務部長
	勝山 進	日本大学	商学部教授
	高橋英幸	立命館	財務部長
	玉越正義	早稲田大学	財務部長